

# 所得税の確定申告・町県民税の申告は

2月16日(水)～3月15日(火)

申告が必要となる方

## ●所得税の確定申告

確定申告は、1年間の所得と税額を申告し納税するもので、次に該当する方は申告が必要です。

- 1 事業所得や不動産所得などがあり、所得の合計金額が配偶者控除や扶養控除などの所得控除の合計額を超える方
- 2 給与の年間収入額が2千万円を超える方
- 3 給与以外の所得が20万円を超える方
- 4 給与を2方以上から受けている方
- 5 年末調整の扶養控除などに誤りがある方
- 6 不動産やゴルフ会員権などの資産を譲渡した方
- 7 公的年金などの雑所得のみの方で、その所得金額が扶養控除などの所得控除の合計額を超える方

## 問い合わせ

町県民税の申告について  
町役場税務課 町民税班 ☎(内線)3273  
所得税の確定申告・e-Taxについて  
厚木税務署 ☎046(221)3261  
国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

※⑦に該当する方のうち、公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の還付を受ける場合を除き、所得税の確定申告は不要です。**ただし、町県民税の申告は必要です**(外国の公的年金を受給している方は確定申告が必要です)。

## ●町県民税の申告

1月1日現在、町内に住所などがあり、所得税の確定申告をする方のほか、次に該当する方は町県民税の申告が必要となります。

- 1 昨年中に金額の多少にかかわらず所得のあった方(給与所得だけで、給与支払報告書が勤務先から町へ提出される方は除く)
- 2 給与所得者で給与以外の所得があった方

- 3 所得税の申告義務のない方で、医療費控除や社会保険料控除などの所得控除を受ける方
- 4 税法上、扶養親族になっていない方(昨年中に収入がなかった方も、非課税証明書の発行や国民健康保険税の算定、国民年金納付免除申請などの資料となりますので申告をお願いします)

※町県民税の申告書は、前年の課税を基に申告が必要と思われる方に郵送します。

### 申告の際には

12桁のマイナンバーの記入と本人確認が必要です。マイナンバーが確認できるものと本人確認書類を忘れずにお持ちください。

### 医療費控除の申告をする方は

ご自身で作成した「医療費控除の明細書」を添付してください(領収書の添付のみでは控除は受けられません)。

## 厚木税務署からのお知らせ

個人から財産をもらうと贈与税の課税対象となります

贈与税の申告が必要な方は、確認事項と提出書類をまとめた「資産税関係チェックシート」が、東京国税局ホームページに掲載されていますので、ご利用ください。  
令和3年中に贈与を受けた方の、贈与税の申告書の提出・納税期限は3月15日(火)です。

自宅から  
国税庁のホームページで  
申告書を作成・送信できます

パソコンやスマートフォンで「国税庁ホームページ」へアクセスすれば、簡単に申告書が作成できます。



QRコードを利用した  
コンビニ納付ができます

所得税・消費税・贈与税の納付については、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」または「コンビニ納付用QRコード作成専用画面」から納付情報を入力し、QRコードを作成することで、お近くのコンビニエンスストアで納付することができます。  
(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です)

# 申告をする場所など

|          | ① 厚木税務署 (厚木市水引 1-10-7)   | ② 愛川町役場分館申告会場   |
|----------|--|---|
| 期間       | 2月7日(月)~3月15日(火)の平日、<br>2月20日(日)・27日(日)  | 2月16日(水)~3月15日(火)の平日  |
| 時間       | 午前9時~<br>(受け付けは午前8時30分~午後4時)<br>混雑する場合は早めに受け付けを終了することがあります。  | 午前9時~正午、午後1時~<br>(受け付けは午前8時30分~午後3時30分)<br><b>受け付けは一日80人までです。</b><br>混雑する場合は早めに受け付けを終了することがあります。  |
| 申告する内容など | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 営業、不動産所得などを申告する方</li> <li>② 外国籍の方</li> <li>③ 土地などの譲渡所得(分離課税)を申告する方</li> <li>④ 住宅借入金等特別控除などを申告する方</li> <li>⑤ 給与の年間収入額が2千万円を超える方</li> <li>⑥ 青色申告をする方</li> <li>⑦ 退職所得を申告する方</li> <li>⑧ 損失申告をする方</li> <li>⑨ 書き上げた申告書の提出(郵送可)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 町県民税の申告をする方</li> <li>② 次に該当する確定申告をする方                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 年末調整の済んでいない給与所得を申告する方</li> <li>● 給与を2カ所以上から受けている方</li> <li>● 公的年金などを申告する方</li> <li>● 医療費控除、医療費控除の特例分を申告する方 ※注1</li> </ul> </li> <li>③ 書き上げた申告書の提出のみ</li> </ul> <p>上記以外の申告・相談は厚木税務署でお願いします</p> |
| 必要なもの    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 給与・公的年金の源泉徴収票</li> <li>● 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金保険料などの控除証明書 ※注2</li> <li>● 生命保険料・地震保険料の控除証明書</li> <li>● 寄附金控除(ふるさと納税を含む)の申告をする方は寄附金受領証明書など ※注3</li> <li>● 医療費控除、医療費控除の特例分の申告をする方は、医療費控除の明細書 ※注1</li> <li>● 医療費控除の特例分の申告をする方は、健康の維持増進の取り組みなどを行っている証明書</li> <li>● 前年の申告書の控え</li> <li>● 電卓、筆記用具など</li> <li>● 還付申告の方は、振込先の口座番号が分かるもの</li> </ul> <p style="background-color: #f96; padding: 2px;">マイナンバーおよび本人確認に係るもの【①、または②と③をお持ちください】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 個人番号カード(マイナンバーカード)</li> <li>② 通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写し</li> <li>③ 運転免許証、健康保険証、パスポートなど公的証明書1点</li> </ul> <p>※ 確定申告提出の方および町県民税申告書を郵送で提出する方は①のコピー、または②のコピーと③のコピーを添付してください。</p> <p>※ 代理人による申告の場合は、委任状、代理人の証明書、申告者本人のマイナンバー確認書類が必要です。</p> |   |
| 注意事項     | <p>※注1 医療費控除の明細書の様式は、町税務課や国税庁ホームページで配布しています。</p> <p>※注2 国民年金保険料、国民年金基金の掛け金に係る社会保険料控除の適用には、控除証明書の添付が必要です。</p> <p>※注3 ふるさと納税をした方が確定申告をする場合、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用がなくなりますので寄附金受領証明書などを必ず添付してください。</p>  |   |

## ③ 所得税の電子申告【e-Tax】(イータックス)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、自宅などから電子申告(e-Tax)をご利用ください。

### 電子申告の方法

- 「国税庁ホームページ」へアクセス  
所得税の申告書は、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。
- 申告書などを作成  
画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書などが作成できます。自動計算なので計算誤りはありません。
- 電子申告(e-Tax)で送信
  - A: マイナンバーカードを使って送信**  
※「マイナンバーカード対応」のスマートフォンまたはICカードリーダーが必要で、いずれかを選択
  - B: IDとパスワードで送信**  
※ID・パスワードで送信する場合は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、税務署にお越しください。


## 厚木税務署の申告書作成会場

申告書作成会場などは、感染防止策を講じた上で開設します。混雑回避のために「入場整理券」を配布します。「入場整理券」の配布状況に応じて受け付けを早く締め切る場合があります。

入場整理券は、当日、会場で配布するほか、LINEアプリで事前に入手することが可能です。

**注意** 申告義務のない方が行う還付申告は、5年間提出することができます(令和3年分の確定申告の場合は、令和8年12月31日まで)。

**注意** 申告義務のない方が行う還付申告は、5年間提出することができます(令和3年分の確定申告の場合は、令和8年12月31日まで)。



「国税庁LINE公式アカウント」

## 申告に際してのお願い

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、電子申告や郵送による提出を推奨していますので、ご協力をお願いします。
- 会場には、できる限り少人数でお越しください。マスクを着用の上、手指の消毒にご協力をお願いします。入場の際には検温を実施します。37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。

